

マンション管理計画認定制度 申請の手引き

令和5年4月

マンション管理適正化法の改正に伴い、「マンション管理計画認定制度」を開始しました。
管理組合の作成した管理計画が一定の基準を満たす場合は、認定を受けることができます。
この手引きは、管理計画の認定を申請する際の基本的な手続きを記載したものです。



さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ
目黒区 都市整備部 住宅課

目次

I 管理計画認定制度の概要

1 管理計画認定制度の開始	1
2 期待される効果等	1
3 認定情報の公表（同意がある場合）	1

II 申請について

1 認定申請の手順	2
2 申請の方法	3
3 申請者等	6
4 認定基準	9
5 申請に必要な書類	10
6 認定通知等	11
7 予備認定（新築マンション）	11

III 認定後の手続き等

1 更新申請（オンライン申請）	12
2 変更申請（書面申請）	12
3 その他留意事項	13

IV 問合せ先

1 管理計画認定手続支援サービス（事前確認）について	14
2 事前確認と併せて申請可能な評価サービスについて	14
3 「フラット35」、「共用部分リフォーム融資」、「すまい・る債」について	14
4 マンション長寿命化促進税制等について	14
5 区の担当窓口	14

この手引きは、国土交通省が作成した「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）に準拠して作成しています。

■国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000052.html



I 管理計画認定制度の概要

1 管理計画認定制度の開始

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）が改正され、マンションの管理組合は、自らのマンションの管理計画が一定の基準を満たす場合には、地方公共団体から認定を受けることができるようになりました（マンション管理適正化法第5条の3）。

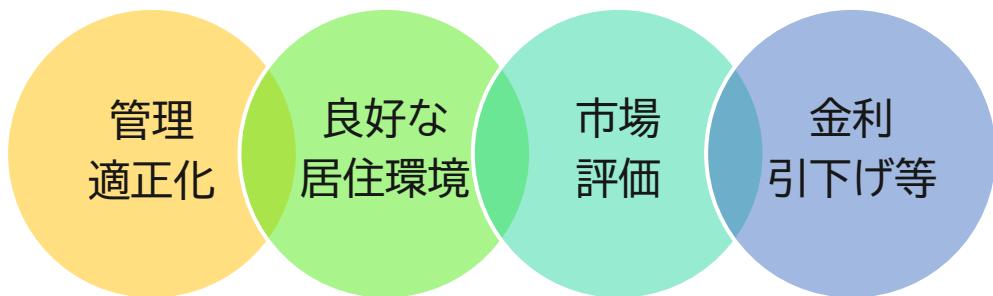
2 期待される効果等

管理計画認定制度を通じ、管理組合によるマンション管理の適正化に向けた主体的な取組が推進されるほか、管理計画の認定を受けたマンションが市場で評価されるなどの効果が期待されます。また、良質な管理水準が維持されることで、居住者のみならず、周辺地域の良好な居住環境の維持向上にも寄与するものと考えられます。

管理計画の認定を受けたマンションは、（独）住宅金融支援機構の「フラット35」及び「マンション共同部分リフォーム融資」の金利の引下げや、「マンションすまい・る債」の利率上乗せなどの優遇を受けることができます。（詳細は、住宅金融支援機構のホームページ等をご確認ください。➡14ページ）

また、管理計画の認定を受けるほか、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、翌年度に課される建物部分の固定資産税が減税される「マンション長寿命化促進税制」が創設されました（特例措置：令和5年4月1日～令和7年3月31日。詳細は、国土交通省のホームページ等をご確認ください。➡14ページ）。

■マンションの管理計画認定制度で期待される効果等



3 認定情報の公表（同意がある場合）

認定を受けたマンションから認定情報の公表に関する同意がある場合は、認定を受けたマンションの名称、所在地、認定日、認定コード（認定を受けたマンションに対して付与される番号）等の情報が区のホームページ及び公益財団法人マンション管理センター（以下「マンション管理センター」という。）が運営する専用の閲覧サイトで公表されます（個々の管理計画の内容は公表されません。）。

II 申請について

1 認定申請の手順

(1) マンション内の合意形成

- ・管理計画の認定申請について、集会（総会）で決議してください。
- ・必要に応じて、目黒区へ事前にご相談ください。



(2) アカウント登録及び事前確認

【マンション管理センターに事前確認依頼をする場合】

- ・「管理計画認定手続支援サービス」の電子システム（以下「支援システム」という。）にて、アカウント登録等を行う。
- ・支援サービス料（システム利用料・事前確認審査料）を支払う。
- ・申請情報の入力及び添付書類のアップロードを行い、マンション管理センターによる事前確認を受ける。

※次の場合は、あらかじめ、それぞれの問合せ先にご相談ください。

- ①管理組合が、直接マンション管理士に事前確認を依頼する場合
- ②（一社）マンション管理業協会の「マンション管理適正評価制度」を併用する場合
- ③（一社）日本マンション管理士会連合会の「マンション管理適正化診断サービス」を併用する場合



(3) マンション管理センターから事前確認結果の通知

認定基準を満たしていると認められる場合は、マンション管理センターから事前確認適合証が発行されます。



(4) 目黒区への管理計画認定申請

マンション管理センターの支援システムよりオンライン申請をしてください。



(5) 目黒区から審査結果の通知

管理計画が認定された場合は、目黒区から認定通知書が発行されます。

また、同意がある場合は、認定マンション情報（マンション名、所在地等）が公表されます。

2 申請の方法

(1) 集会（総会）の決議

管理計画の認定申請に当たっては、集会（総会）^{*}で決議を得ておく必要があります。

※集会（総会）とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第34条第1項に規定するもので、いわゆる臨時総会も含まれます。

(2) 申請方式

管理計画の認定申請をするには、マンション管理センター（国土交通大臣がマンション管理適正化法に基づき指定する「マンション管理適正化推進センター」です。）が運営する支援システムを利用し、インターネットによる申請手続き（オンライン申請）を行ってください。

なお、既に管理計画の認定を受けている場合で、その内容を変更する場合（変更申請）は、支援システムを利用することができないため、直接目黒区への書面申請となります（変更申請をする場合は、事前に目黒区へご相談ください。）。

■申請種別ごとの申請方式

種別	方式	
認定申請（新規）	支援システムによる オンライン申請	事前確認が必要
更新申請		
変更申請	書面申請（目黒区へ直接）	事前確認は不要（取扱い無し）

<マンション管理センターの管理計画認定手続支援サービス>

- ・管理組合による認定申請手続を支援するために、マンション管理センターがインターネット上のシステムを提供しています。このシステム上で申請者が必要事項を入力すると、認定申請書が自動生成されます。
- ・事前確認の結果、認定基準に適合すると認められるマンションの管理組合に対しては、事前確認適合証が発行されます。目黒区が、事前確認適合証を認定審査に活用することで、認定手続の円滑化を図ります。
- ・詳細は、下記ホームページをご確認ください。

公益財団法人 マンション管理センター 企画部

📞電話番号 03-6261-1274

💻ホームページ https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/mpsupport.html

マンション管理センター 管理計画認定手続支援サービス

検索



II 申請について

(3) 事前確認

目黒区への認定申請に当たっては、あらかじめ認定基準への適合状況について事前確認を受け、マンション管理センターから事前確認適合証の交付を受けた上で、認定申請を行ってください。

事前確認による申請方法は、以下の4パターンがありますので、各マンションの状況に応じて、いずれかの方法をお選びください。

■事前確認による申請方法

パターン	内容
パターン①	管理組合が、直接マンション管理士※に事前確認を依頼し、事前確認完了後に支援システム経由で申請する。
パターン②	管理の委託先である管理会社等を経由して、(一社)マンション管理業協会が提供する「マンション管理適正評価制度」と併せて申請する。
パターン③	(一社)日本マンション管理士会連合会を経由して、「マンション管理適正化診断サービス」と併せて申請する。
パターン④	マンション管理センターに事前確認を依頼し、申請する。

※事前確認を行うことができるのは、マンション管理センターが実施する事前確認講習を修了（有効期間5年）したマンション管理士に限ります。

〈事前確認と併せて申請可能な管理状況評価サービスについて〉

上記パターン②又は③をご利用になる場合は、次の問合せ先にご相談ください。

（①の場合は、事前確認の委託先となるマンション管理士に直接ご相談ください。）

■マンション管理適正評価制度

一般社団法人 マンション管理業協会

電話番号 03-3500-2721

ホームページ <http://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/index.html>



マンション管理業協会 マンション管理適正評価制度

検索

※管理の委託先である管理会社等の連絡先は、お手元の契約資料等でご確認ください。

■マンション管理適正化診断サービス

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会

電話番号 03-5801-0843

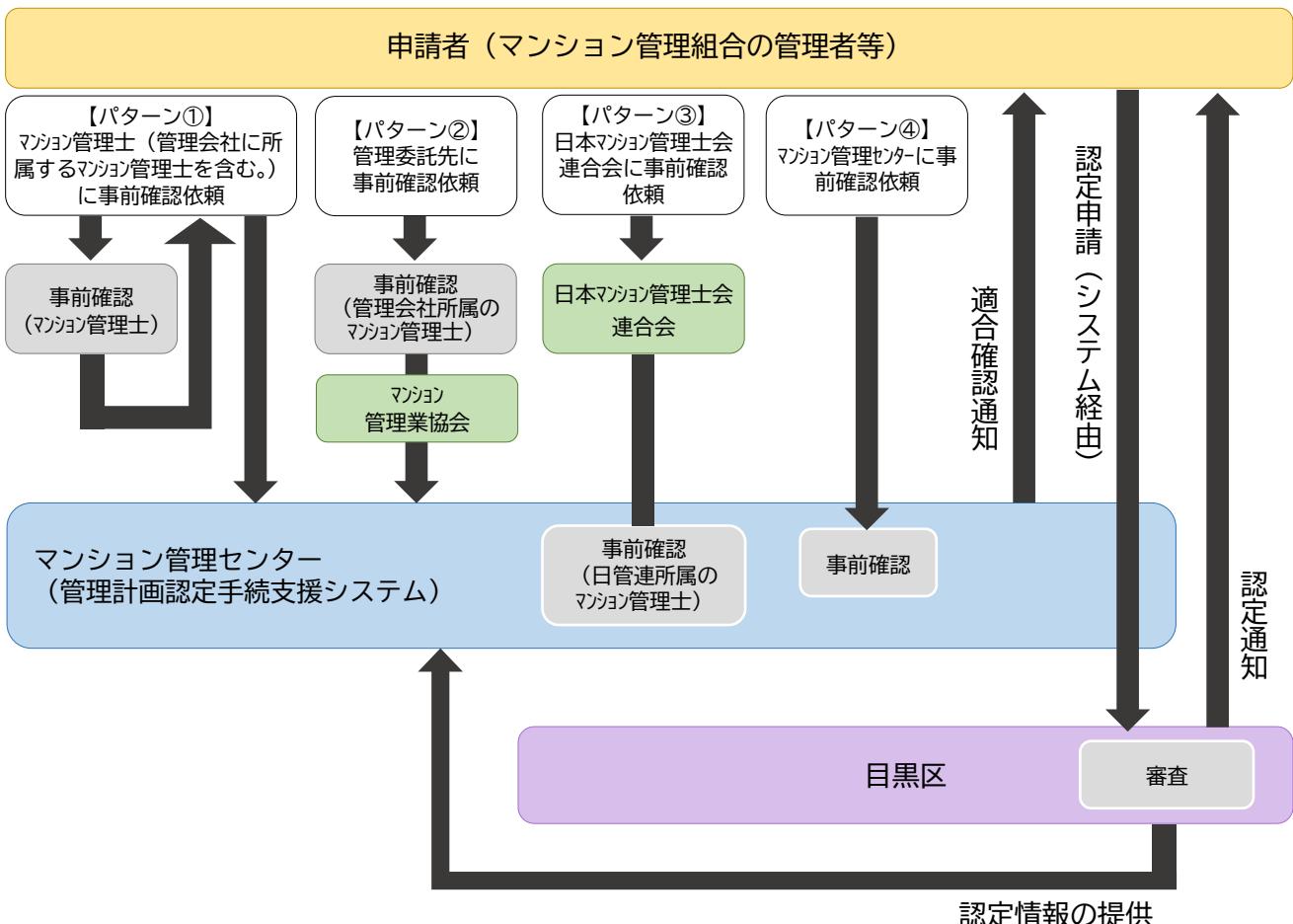
ホームページ <https://www.nikkanren.org/service/shindan.html>



日本マンション管理士会連合会 マンション管理適正化診断サービス

検索

■手続の流れ（新規・更新）（マンション管理センターのホームページを基に作成）



（4）認定申請に要する費用

目黒区への申請手数料は無料（新規・更新・変更ともに無料です。）ですが、マンション管理センターのシステム利用料及び事前確認審査料として、次の費用が必要となります。

種別	金額（税込み）
ア システム利用料（マンション管理センターへ支払い）	1申請当たり 10,000 円
イ 事前確認審査料（各申請パターンに応じて支払い）	各申請パターンに応じて以下のとおり
【パターン①】 管理組合が、直接マンション管理士に事前確認を依頼し、事前確認完了後に支援システム経由で申請する。	委託先となるマンション管理士にご確認ください。
【パターン②】 管理の委託先である管理会社等を経由して、（一社）マンション管理業協会が提供する「マンション管理適正評価制度」と併せて申請する。	管理会社等にご確認ください。 ※システム利用料は、（一社）マンション管理業協会を通しての支払いとなります。
【パターン③】 （一社）日本マンション管理士会連合会を経由して、「マンション管理適正化診断サービス」と併せて申請する。	長期修繕計画1計画当たり 10,000 円
【パターン④】 マンション管理センターに事前確認を依頼する。	長期修繕計画1計画当たり 10,000 円

3 申請者等

(1) 申請者

管理計画の認定を申請できるのは、マンション管理組合の管理者等※（例：理事長）です。

なお、住宅の用途以外の用途（商業等）を含む、複合用途型のマンション（以下「複合用途型マンション」という。）及び一団地内に複数の建物が存在するマンション（以下「団地型マンション」という。）の場合の申請者は、それぞれ下記（2）及び（3）のとおりです。

※「管理者等」とは、次の者をいいます。

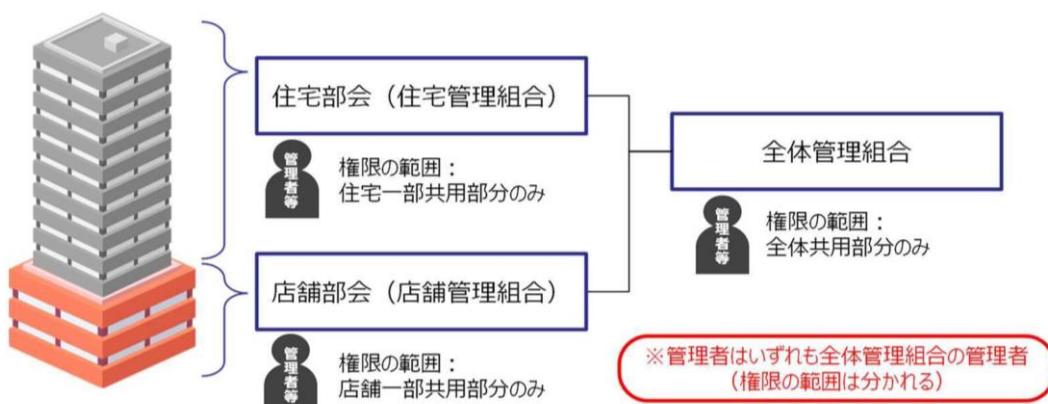
- ・集会（総会）等で選任された管理者（区分所有法第25条（第66条の準用を含む））
- ・管理組合法人の理事（区分所有法第49条（第66条の準用を含む））

(2) 複合用途型マンションの場合

- ・複合用途型マンションにおける管理計画の認定申請者は、全体管理組合（マンションの区分所有者全員によって構成される管理組合をいう。）の管理者等のみです。
- ・建物に複数の管理者等が存在する場合、店舗部会※の管理者等を除く管理者等の連名により申請してください。
- ・全体共用部分並びに住宅及び店舗の一部共用部分のそれぞれに管理者等が存在する場合、申請は、全体管理組合及び住宅部会※の合意のもとで行います。認定対象となる管理計画の範囲は、全体共用部分及び住宅一部共用部分に関する部分です。

※一般的に、それぞれの用途に応じた管理組合を各部会と呼称されることがあります。この手引きにおいても便宜上、各部会の名称を各用途に合わせて、住宅部会、店舗部会と表記します。

■複合用途型マンションにおける管理組合の形態イメージ（出典：国ガイドライン）



管理組合	管理対象	管理者等	管理者等の権限の範囲	申請権限
全体管理組合	全体共用部分のみ	有 全体管理組合の管理者等 (区分所有法の管理者等)	全体共用部分のみ	○
住宅部会 (住宅管理組合)	住宅一部共用部分のみ	有 全体管理組合の管理者等※ (区分所有法の管理者等)	住宅一部共用部分のみ	○
店舗部会 (店舗管理組合)	店舗一部共用部分のみ	有 全体管理組合の管理者等※ (区分所有法の管理者等)	店舗一部共用部分のみ	×

■複合用途型マンションの管理対象と認定及び審査対象との関係（出典：国ガイドライン）

管理対象の部分	区分所有者	認定及び審査対象
全体共用部分	全区分所有者	○
住宅一部共用部分	住宅部分の区分所有者	○
店舗一部共用部分	店舗部分の区分所有者	×

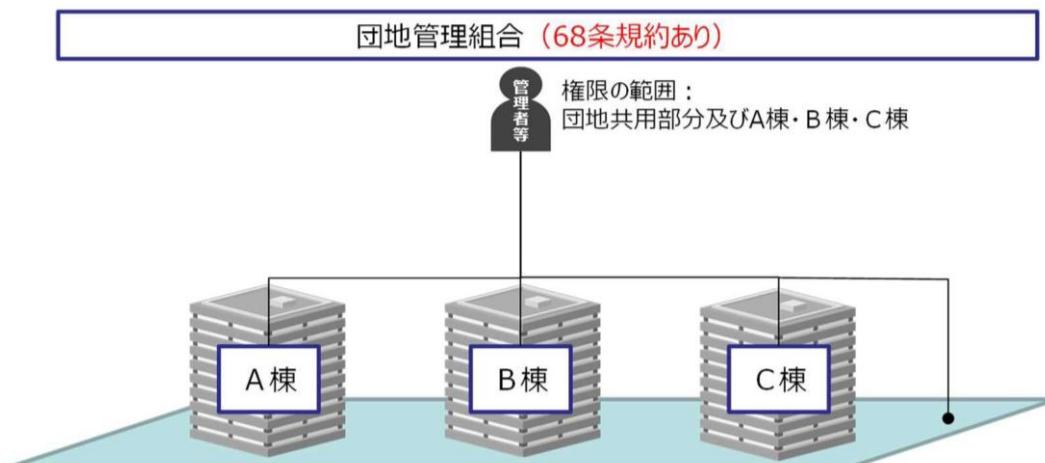
（3）団地型マンションの場合

区分所有法第65条においては、一団地内に複数の建物が存在し、当該団地内の土地又は附属施設が団地建物所有者の共有に属するときは、それらの土地又は附属施設（この部分を「団地共用部分」という。）の管理を行うための団地管理組合が構成されるとしており、団地建物所有者の全員で共有する団地共有部分は団地管理組合（65条団体）の管理者等が管理を行い、各棟の共用部分は各棟の管理組合の管理者等が管理を行います。

ア 第68条規約ありの場合

- 区分所有法第68条においては、団地内の専有部分のある建物や一部共用部分等について規約を定めることができるとされており（以下「68条規約」という。）、68条規約を定めている団地型マンションにおいては、団地全体を一体として、団地管理組合の管理者等が管理を行っていることから、管理計画の認定申請者は団地管理組合（65条団体）の管理者等となります。
- 認定対象となる管理計画の範囲は、商業等の用に供する部分を除いた団地全体です。

■団地型マンションにおける管理組合の形態イメージ（68条規約がある場合）（出典：国ガイドライン）



管理組合	3条団体	65条団体	管理対象	管理者等	管理者等の権限の範囲	申請権限
団地管理組合	-	○	団地共用部分・A棟・B棟・C棟	有 (区分所有法上の管理者等)	団地共用部分・A棟・B棟・C棟	○
A棟管理組合	○	-	-	無	-	× (管理者等不在)
B棟管理組合	○	-	-	無	-	× (管理者等不在)
C棟管理組合	○	-	-	無	-	× (管理者等不在)

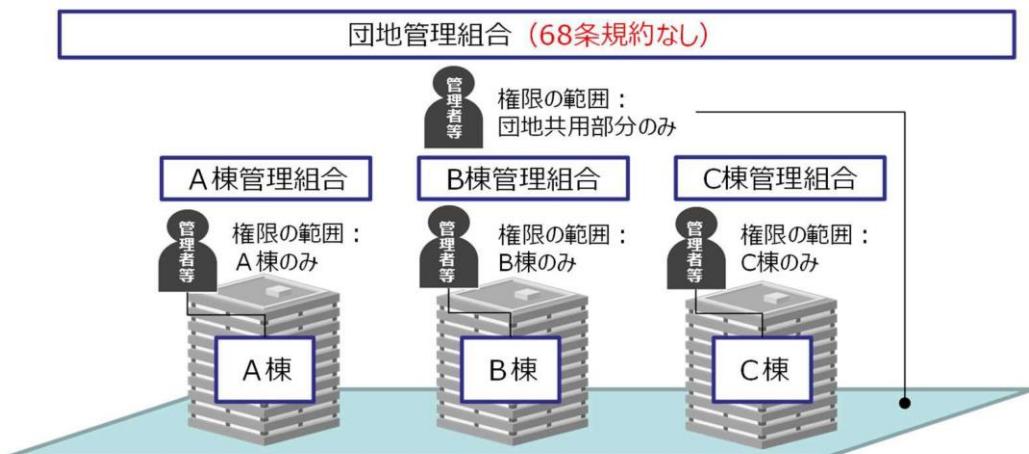
II 申請について

イ 第68条規約なしの場合

- ・68条規約を定めていない団地型マンションの場合、団地共用部分及び各棟の共用部分のそれぞれについて、各管理組合の管理者等が管理を行っていることから、管理計画認定の申請主体は各棟の管理組合（3条団体）の管理者等及び団地管理組合（65条団体）の管理者等となります。
- ・認定対象となる管理計画の範囲は、商業等の用に供する部分を除いた部分です。

団地管理組合と認定を希望する棟の管理組合が連名で申請するに当たっては、それぞれの管理組合において認定を申請することについての決議が必要となります。

■団地型マンションにおける管理組合の形態イメージ（68条規約がない場合）（出典：国ガイドライン）



管理組合	3条団体	65条団体	管理対象	管理者等	管理者等の権限の範囲	申請権限
団地管理組合	-	○	団地共用部分	有 (区分所有法上の管理者等)	団地共用部分のみ	○ (各棟との連名申請が必要)
A棟管理組合	○	-	A棟のみ	有 (区分所有法上の管理者等)	A棟のみ	○ (団地+A棟)
B棟管理組合	○	-	B棟のみ	有 (区分所有法上の管理者等)	B棟のみ	○ (団地+B棟)
C棟管理組合	○	-	C棟のみ	有 (区分所有法上の管理者等)	C棟のみ	○ (団地+C棟)

4 認定基準

管理計画の認定基準は下表のとおりです。

(1) 管理組合の運営
① 管理者等が定められていること。
② 監事が選任されていること。
③ 集会（総会）が年1回以上開催されていること。
(2) 管理規約
① 管理規約が作成されていること。
② マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
③ マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること。
(3) 管理組合の経理
① 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
② 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
③ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。
(4) 長期修繕計画の作成及び見直し等
① 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会（総会）にて決議されていること。
② 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること。
③ 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。
④ 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定しないこと。
⑤ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
⑥ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。
(5) その他
① 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること。
② 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること※。

※(5)②の基準について、目黒区では、国の基準以外の独自基準を設けていません。このため、目黒区のマンション管理計画認定制度では、(1)①から(5)①までが認定基準となります。

II 申請について

5 申請に必要な書類

(1) 提出が必須である書類

提出書類	備考	認定基準の項目
認定申請書	マンション管理センターから事前確認適合証の交付を受けた後、支援システム上の「認定申請」ボタンを押下することで自動生成されます。	
事前確認適合証	事前確認により、管理計画の認定基準に適合していると認められる場合に、マンション管理センターから発行されます。	
集会（総会）の議事録の写し	<p>次の事項が確認できる、それぞれ議事録の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定申請を行うことを決議したもの ・管理者等を選任することを決議したもの※ ・監事を置くことを決議したもの※ ・直近に開催されたもの（1年以内） ・長期修繕計画の作成又は変更を決議したもの（7年以内）※ <p>※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより、管理者等が選任されたこと・監事が置かれたこと・長期修繕計画が作成又は変更されたことを証する書類</p>	(1)①～③ (4)①・②
管理規約の写し		(2)①～③
貸借対照表及び収支計算書	<p>直前の事業年度の集会（総会）において決議されたもの※</p> <p>※直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会（総会）において決議された収支予算書</p>	(3)①～③
直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類		(3)③
長期修繕計画の写し		(4)① (4)③～⑥
組合員名簿（区分所有者名簿）及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類	<p>次の事項が記載された表明保証書</p> <ul style="list-style-type: none"> i 組合員名簿（区分所有者名簿）及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新している旨 ii マンションの名称・マンションの所在地 	(5)①

(2) 必要に応じて提出が必要となる書類

提出書類	備考	認定基準の項目
年1回集会（総会）を開催できなかつた場合の措置が図られたことが確認できる書類	災害又は感染症の感染拡大等への対応として、前年の総会の開催日から1年以内に集会（総会）を開催できない状況が生じた場合には、その状況が解消された後、遅滞なく集会（総会）を招集していることを確認する必要があります。	(1)③
マンションの除却予定期が議決された集会（総会）の議事録の写し	マンションの除却等が想定されている場合	(4)③
専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない特段の理由がある旨の理由書	修繕積立金の平均額が、修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合	(4)⑤

6 認定通知等

認定申請をした管理計画が認定された場合は、目黒区から、管理計画認定通知書が交付されます。

7 予備認定（新築マンション）

管理計画認定制度は、既存のマンションが認定対象となります。新築マンションについては、管理計画認定制度とは別に、マンション管理センターが認定主体となる「予備認定制度」をご利用ください。

この制度は、分譲事業者や再開発事業等の施行事業者が、マンションの管理事務を受託する予定である者（管理会社等）と連名で、当該マンションの管理計画案の認定（予備認定）をマンション管理センターに申請するものです。

詳細は、マンション管理センターのホームページをご確認ください。

<予備認定>

公益財団法人 マンション管理センター

■ホームページ https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/precert.html

マンション管理センター 予備認定

検索



III 認定後の手続き等

1 更新申請（オンライン申請）

認定の有効期間は5年間です。引き続き管理計画の認定を受けようとする場合には、有効期間満了前に更新申請が必要となります。（目黒区への申請手数料はかかりません。）

更新申請に係る手続きは、新規の認定申請と同様です。「II 申請について」をご確認ください。

※事前確認審査には、1～2か月程度の審査期間が必要（マンション管理センター発行「管理計画認定サービス利用案」参照）とされていることから、時間に余裕をもって申請してください。

2 変更申請（書面申請）

認定を受けた管理計画の変更をしようとするときは、事前に目黒区に相談の上、下記の必要書類を目黒区にご提出ください。（目黒区への申請手数料はかかりません。）

※マンション管理センターの支援システムでは、変更申請を行うことができません。

- ① 変更認定申請書（正本・副本各1部の提出が必要です。）
- ② 認定申請時の添付書類のうち変更に係るもの

■軽微な変更

次に掲げる場合（マンション管理適正化法施行規則第1条の9）は、軽微な変更に該当し、変更申請は必要ありません。

- ① 長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの
 - ・マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画（長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。次の項目においても同じ。）の変更を伴わないもの
 - ・修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの
- ② 2以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（マンション管理適正化法第5条の4の認定（同法第5条の7第1項の変更の認定を含む。）又は同法第5条の6第1項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）
- ③ 監事の変更
- ④ 規約の変更であって、次の変更を伴わないもの
 - ・監事の職務
 - ・マンションの管理のために必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項
 - ・マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項
 - ・マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

3 その他留意事項

(1) 申請の取下げ

認定申請・更新申請・変更申請を取り下げようとする場合は、区の認定を受ける前に、「申請取下げ書」を提出してください。

(2) 管理の取りやめ

管理計画の認定を受けた管理者等は、認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめようとする場合は、「管理計画認定マンションの管理取りやめ申出書」を提出してください。

(3) 管理状況の報告

管理計画の認定を受けた管理者等は、区から管理計画の認定を受けたマンションの管理状況について報告を求められたときは、報告書を作成の上、提出してください。

(4) 改善命令

管理計画の認定を受けた管理者等が、認定を受けた管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認められるときは、その改善に必要な措置を命じることができます。（マンション管理適正化法第5条の9）

(5) 認定の取消し

下記の事項に該当する場合は、認定の取消しを行うことがあります。（マンション管理適正化法第5条の10）

- ・改善命令に違反したとき。
- ・認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があつたとき。
- ・認定管理者等が不正の手段により認定を受けたとき。

IV 問合せ先

1 管理計画認定手続支援サービス（事前確認）について

公益財団法人 マンション管理センター

⌚ 電話番号 03-6261-1274

💻 ホームページ https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/mpsupport.html



2 事前確認と併せて申請可能な評価サービスについて

マンション管理適正評価制度	一般社団法人 マンション管理業協会 ⌚ 電話番号 03-3500-2721 💻 ホームページ http://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/index.html	
マンション管理適正化診断サービス	一般社団法人 日本マンション管理士会連合会 ⌚ 電話番号 03-5801-0843 💻 ホームページ https://www.nikkanren.org/service/shindan.html	

3 「フラット35」、「共用部分リフォーム融資」、「すまい・る債」について

独立行政法人 住宅金融支援機構の各お問合せ先

フラット35	⌚ 電話番号 0120-0860-35 💻 ホームページ https://www.flat35.com/index.html	
マンション共用部分リフォーム融資	⌚ 電話番号 03-5800-9366 💻 ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html	
マンション すまい・る債	⌚ 電話番号 0120-0860-23 💻 ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile/index.html	

4 マンション長寿命化促進税制等について

相談ダイヤル	一般社団法人 日本マンション管理士会連合会 マンション長寿命化促進税制や管理計画認定制度について ⌚ 電話番号 03-5801-0858	
公表資料	国土交通省 マンション長寿命化促進税制 💻 ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000121.html	

5 区の担当窓口

目黒区 都市整備部 住宅課 マンション管理適正化係

⌚ 電話番号 03-5722-6841

💻 ホームページ

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/sodan/mansion_kanrikeikaku_ninteiseido.html

